

○国立大学法人筑波技術大学基金規則

〔平成24年3月14日
規則第4号〕

最終改正 令和6年3月29日規則第6号

(設置)

第1条 国立大学法人筑波技術大学(以下「本学」という。)に、筑波技術大学基金(以下「大学基金」という。)を置く。

(目的)

第2条 大学基金は、本学学生の教育・研究に関する活動を支援し、もって聴覚・視覚障害者として社会で貢献できる人材の育成に資することを目的とする。

(運営)

第3条 大学基金の運営は、次条第1項各号の基金ごとに区分して行うものとし、それぞれ当該基金への寄附及びその果実その他事業の収益をもって充てる。

(大学基金の種類)

第4条 大学基金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 筑波技術大学教育研究活動支援基金(以下「教育研究活動支援基金」という。)

(2) 筑波技術大学修学支援基金(以下「修学支援基金」という。)

2 教育研究活動支援基金及び修学支援基金に関する取扱に関しては、別に定める。

(寄附の用途の特定)

第5条 学長は、寄附の受入の決定に当たり、寄附者があらかじめ用途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる目的と特定された寄附にあつては、当該各号に定める基金として個別に整理するものとする。

(1) 教育研究等の支援その他次号の事業以外の事業に充当する目的 教育研究活動支援基金

(2) 経済的理由により修学が困難な学生を支援する事業に充当する目的 修学支援基金

(寄附金の用途の変更の禁止)

第6条 修学支援基金に対して拠出された寄附の用途は、変更してはならない。

(運営委員会)

第7条 大学基金に関する重要事項を審議するため、筑波技術大学基金管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第8条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 大学基金の事業計画に関する事項

(2) 大学基金の予算及び決算に関する事項

- (3) 寄附の受入れ及びその運用に関する事項
- (4) 寄附者への謝意表明に関する事項
- (5) その他大学基金の管理及び運営に関する重要事項
(組織)

第9条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 総務・財務担当理事
 - (3) 学長が指名する副学長
 - (4) その他学長が指名する職員
 - (5) 学外者で大学に関し高い識見を有する者
- 2 前項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
 - 3 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員長)

第10条 委員長は、学長をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

(定足数及び議決)

第11条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員会は、第8条に規定する審議事項のうち必要な審議結果を、経営協議会及び役員会に報告するものとする。

(事業年度)

第12条 大学基金の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

(事務)

第13条 大学基金に関する事務は、大学戦略課及び財務課において処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、大学基金に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年9月28日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波技術大学特定基金に関する要項（平成24年7月20日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。